

流山市マンション管理適正化推進計画

(計画期間:令和5年4月～令和15年3月)

令和5年4月1日

1 流山市の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標

流山市の区域内におけるマンション数は、平成30年時点で約16,529戸、築40年以上のマンションは約1,042戸と推計され、10年後には約5.6倍と、今後高経年のマンションが急増することが予想されることを踏まえ、マンションの管理適正化を進めることとします。

2 流山市の区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために流山市が講ずる措置に関する事項

流山市の区域内におけるマンションの管理状況を把握するため、計画期間内に管理組合の実態調査を行います。

3 流山市の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

希望するマンション管理組合に対して、マンション管理相談員を無料で派遣することや、マンション管理セミナー等を開催することで、マンションの適正な維持・管理を促進し、住環境の保全及び向上を図ります。

流山市の区域内におけるマンションの実態調査等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討します。また、必要に応じてマンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

4 流山市の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

流山市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や、適正な管理のために活用できる支援等について、市窓口・広報誌やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

6 計画期間

令和5年度から令和14年度までの10年間とします。